

秋田市告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月27日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
リンデンバウム訪問看護ステーション	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和4年4月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 ポプラ薬局	秋田市中通四丁目1番40号	令和4年4月1日
新 池田薬局 ポプラ店		

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
さくらいわま薬局	秋田市横森三丁目11番60号	令和4年3月31日
仲小路皮ふ科医院	秋田市中通一丁目3番43号	令和4年4月20日